

委員会報告第12号

総務財政常任委員会報告書

令和元年9月25日第3回定例会における議決に基づき、当委員会の所管について調査した結果を下記のとおり報告する。

令和元年11月14日

七飯町議会議長 木下 敏 様

総務財政常任委員会

委員長 池田 誠 悦

記

事務調査のため委員の派遣を行った。

- 1 調査事項 契約事務の一元化、効率化について
- 2 派遣期間 令和元年10月1日から
令和元年10月3日まで
- 3 派遣先 東京都西多摩郡瑞穂町、神奈川県三浦市

【行政視察調査事項】

・契約事務の一元化、効率化について

契約事務の効率化を図る観点から、契約担当部署として係を設置している東京都西多摩郡瑞穂町、課を設置している神奈川県三浦市を行政視察先として訪問し、契約事務の一元化、効率化について調査を行った。

1 東京都西多摩郡瑞穂町の概要

瑞穂町は、都心から北西に約40キロメートルの距離にあり、北は埼玉県入間市、所沢市、東に東京都武蔵村山市、北西から南西に青梅市、羽村市、福生市など周囲を6市に囲まれている。

古くから青梅街道、日光街道の宿場町として栄え、現在も国道16号、新青梅街道、青梅街道など幹線道路が交差する自動車交通の要衝にある。

幹線道路が充実していることから、工場や物流関連施設の立地が多く、特に機械金属系の事業所の集積が顕著となっている。また、町の西部には38ヘクタールの工業専用地域があり、優良な企業が進出している。

また、町の南側にはアメリカ空軍横田基地が存在し、町の中心に滑走路が突き刺さるような位置にある。基地による生活環境への影響は、その対策を基地や国に対して要望しつつ、一方で、基地内に住む方との国際交流も行っている。

2 瑞穂町における契約事務の状況

(1) 企画部管財課契約係について

企画部管財課契約係は、契約事務の重要性や事務量の増加等を鑑み、平成2年に設置され、現在は係長1名、係員1名の計2名が配置されているが、技術職員の配置はされていない。

工事や物品の検査に当たっては、工事については工事を担当したことがある課長や係長に検査を依頼し、物品等については担当課長が検収を行い、契約係においては検査、検収に同行し確認を行っている。

契約係を設置するメリットとしては、複数の課にまたがる物品購入や委託契約を契約係が一括で行うことで、事務の効率化を図ることができ、また、個別に依頼するよりも有利な金額で契約締結できる可能性がある。

(2) 契約係と他課との事務分担について

契約係で行う契約としては、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定に基づく随意契約によることができる額を超える案件や事務用消耗品、施設

の清掃委託などの複数の課にまたがる案件を実施しており、担当課では随意契約に該当する案件を行っている。なお、契約に係る設計や積算については、契約係では行っておらず、担当課において行っている。

(3) 指名業者の選定について

指名競争入札を実施する場合の業者選定は、指名業者選定委員会において委員が選定しているため、担当課、契約係のいずれも選定は行っていない。また、指名業者選定委員会に諮る基準としては、随意契約によることができる額を超える案件は全て指名業者選定委員会に諮ることとしている。

(4) 自治体内に所在する業者への対応

入札及び見積合わせにおいて、当該案件に該当する業者が町内に存在する場合は、優先的に指名を行っている。

また、瑞穂町では、ほぼ全ての入札を電子入札で実施していることから、入札に該当しない案件については、見積競争参加資格申請という基準を設けており、この見積競争参加資格申請は町内の業者のみを対象とした資格申請である。

(5) 各種燃料の購入について

公共施設の燃料のうち、重油及び灯油については、毎月契約係において町内業者と単価契約を行っている。

公用車の燃料については、平成28年10月からガソリンカード（ガソリンスタンド等に限定して使用できるクレジットカード）を導入している。契約方法としては、町内業者に単価見積を依頼し、提出された見積のうち最安値であった金額で契約することができるかを、再度、他の業者へ再見積の依頼をし、最安値で契約できる業者全てと契約を行っている。

(6) 電子入札について

電子入札システムは、入札に参加するための競争入札参加資格申請の受付や公共工事、物品の調達などの入札に関する一連の受付を事業者のパソコンからインターネットを通じて行うことができるものである。

瑞穂町では、都内各市区町村で構成する「東京電子自治体共同運営電子調達サービス」に参加している。当該サービスでは、事業者の資格審査を自治体ごとに行う必要がなく、当該サービスに参加している自治体でランダムに振り分けられて審査を行っている。事業者にとっても、自治体ごとに登録申請を行う必要がな

いため、申請に対する事務の負担が軽減されている。

入札執行に当たっても、入札会場の手配等が不要で、事業者も入札結果を当該サービス上で確認できるため、双方にとって効率化が図られている。

3 神奈川県三浦市の概要

三浦市は、三浦半島の最南端に位置し、三方を海に囲まれ、北側は横須賀市と接している。起伏に富む台地は、温暖な気候と相まって、露地野菜の栽培に適した農耕地として利用されている。

三浦市の歴史は古く、市内には古代、縄文、弥生、古墳時代の遺跡が広く分布している。

江戸時代には港町としてにぎわい、次第に漁港としての整備が進み、これが近年におけるマグロをはじめとした遠洋漁業基地としての都市形成の基礎を築いたといえる。

明治22年4月1日から町村制実施に伴い、三崎町、南下浦村（のちに町制施行により南下浦町となる。）、初声村が誕生し、その後、町村合併促進法に基づき、昭和30年1月1日に三崎町、南下浦町、初声村の3町村が合併して「三浦市」となり現在に至っている。

4 三浦市における契約事務の状況

(1) 総務部契約課について

総務部契約課は、平成20年に設置され、契約課長1名、検査・検収担当課長1名、グループリーダー1名、係員2名の計5名が配置されており、技術職員として検査・検収担当課長が配置されている。

工事や物品の検査に当たっては、検査・検収担当課長が行っているが、検査時期が集中したときを考慮し、他課の職員に兼務発令を行い、検査の対応を行っている。

契約課を設置するメリットとしては、他課に対する牽制機能が働くことや契約内容の不備の防止が図られることに加え、契約事務の効率化を図ることができることが挙げられる。

(2) 契約課と他課との事務分担について

契約・検査事務の取扱いを契約の項目及び金額ごとに、契約課が取り扱う事務と担当課が取り扱う事務を区分しており、契約課が取り扱う事務は、次表のとおりである。

		契約事務	検査事務
工事及び修繕		30万円超 (市立病院は130万円超の競争入札)	30万円超 (営業課・給水課は130万円超) (市立病院は130万円超の工事及び建築物修繕)
物品	消耗品、医薬材料及び原材料	30万円超 (市立病院は80万円超の競争入札)	30万円超 (営業課・給水課・市立病院・教育委員会を除く。)
	印刷製本及び備品	すべて (市立病院の備品は80万円超の競争入札、印刷製本は全て)	30万円超 (営業課・給水課・市立病院・教育委員会を除く。)
業務委託	工事関連	50万円超 (市立病院は50万円超の競争入札)	50万円超 (営業課・給水課・市立病院は130万円以上)
	工事関連以外	50万円超 (市立病院は50万円超の競争入札) ※落札者決定まで契約課扱い	扱っていない
賃貸借（物品に限る）		40万円超 (市立病院は40万円超の競争入札) ※落札者決定まで契約課扱い	扱っていない

※ 表中の金額は、契約事務においては設計又は予算額を示し、検査事務においては契約金額を示している。

(3) 指名業者の選定について

指名競争入札を実施する場合の業者選定は、設計金額が500万円未満の契約であれば契約課において業者選定を行うが、500万円以上の契約については、契約事務審査委員会において業者選定を行っている。

(4) 自治体内に所在する業者への対応

三浦市においては、市内業者への発注を原則とし、一般競争入札の参加資格要件においても所在地要件を定めており、また、指名選考基準においても同様に市内業者を優先する取扱いを定めている。

また、工事発注に当たっては、市内の経済活性化及び市内業者の育成を図る観点からも、下請発注する場合にはできる限り市内業者を活用することや工事の施工に必要な資材の購入や借入をする場合には、市内業者を活用するよう公告の際に文書で依頼を行っている。

(5) 各種燃料の購入について

公共施設の燃料のうち、重油及び灯油については、毎月契約課において市内業者と市内に営業所がある業者を対象に指名競争入札を実施している。

公用車の燃料については、災害時応援協定を締結している神奈川県石油商業組合横須賀三浦支部と覚書を交わし、単価契約による随意契約をしている。

(6) 電子入札について

三浦市では、神奈川県のほか、県内29団体で構成する「かながわ電子入札共同システム」に参加している。当該システムでは、入札参加資格者名簿の登録審査は、神奈川県が一括して行っており、自治体ごとに登録審査を行う必要がない。また、事業者にとっても、神奈川県に一括して登録申請を行うため、申請に対する事務の負担が軽減されており、参加を希望する自治体を選択することも可能となっている。

また、システムを利用する費用についても、神奈川県が2分の1、残りの2分の1を参加自治体が均等割、財政規模で按分しているため、安価な負担金でシステムを利用することができるメリットがある。

5 まとめ

七飯町では、契約方法にかかわらず、設計、入札、契約までのすべての契約行為を担当課が実施し、総務部総務財政課において書類の審査を行っている。契約事務の効率化を図る観点から、契約事務の一元化について瑞穂町、三浦市での研修視察を行った。

両自治体ともに、事務の効率化、有利な金額での契約締結、契約内容の不備の防止、牽制機能の発揮等をメリットとして挙げている。

一方で、両自治体ともに効率的な事務処理が行われている背景としては、電子入札システムの共同利用を行っていることや、指名業者の選定を委員会において行っていることが要因と考えられる。

七飯町において、契約事務の一元化を検討するに当たっては、北海道内では自治体が共同利用する電子入札システムの仕組みがないことから、電子入札システムを利用しない場合の運用について検討を行う必要がある。

そのため、契約担当部署を設置した場合に取り扱う事務の内容やそれに伴う職員の人員配置など、七飯町の実情に合った検討が必要であることから、他自治体での運用状況などを踏まえ、契約事務の一元化、効率化が検討事項となるよう望むものである。